

特定施設について必要な届出《概要》

1. 工場・事務所に施設を設置する場合（新規）

- A. 工場・事業所に施設を設置する場合（新規）

2. 規制区域の変更があった場合

- B. 新たに規制区域に入る場合

3. 法（条例）改正があり特定施設の指定の追加があった場合

- C. 新たに特定施設になった場合

4. 届出事項の変更（設置届又は、使用届を提出済み）の場合

- D. 従来設置していなかった施設を設置する場合
E. 届出をした特定施設の数の変更の場合
F. 振動施設について使用時間の変更の場合
G. 騒音・振動の防止方法の変更の場合
H. 工場・事業所の名称変更の場合
I. 工場・事業所の所在地変更の場合
J. 移転する場合
K. 氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更の場合
L. 相続又は、合併があった場合
M. 特定施設のすべてを譲り受け又は、借り受けた場合
N. 特定施設のすべてを廃止する場合

《注 意 事 項》

【法規制の遵守義務】

- ・指定地域内に特定工場を設置している者は、規制基準（別紙）を遵守しなければならない。

【特定施設の設置の届出】

- ・指定地域内において、工場・事業所特定施設を設置しようとする者は、工事開始の30日前まで必要事項（別紙参照）を届出なければならない。

【計画変更届出】

- ・届出があった場合、発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、特定工場など周辺の生活環境が、損なわれると認めるときは、受理した日から30日以内に騒音・振動の防止方法又は特定施設の使用法、もしくは配置に関する計画を変更するよう勧告できる。

【改善勧告及び改善命令】

- ・指定地域内に設置される特定工場において、発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、期限を定めて騒音・振動の防止方法を改善し、特定施設の使用の方法もしくは配置を変更すべきことを勧告できる。勧告を受けた者が従わないときは改善命令を出すことができる。

【報告及び検査】

- ・特定施設を有する者に対して報告を求め、または、立ち入り検査をさせることができる。

【届出義務違反】

- ・届出義務違反者は、5万円以下の罰金に処せられる。

詳細については環境衛生課へお問い合わせ下さい。

担 当：市民生活部 環境衛生課 環境対策係

電 話：（0859）47-1060 FAX：44-0960